

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年11月26日

【四半期会計期間】 第158期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社北洋銀行

【英訳名】 North Pacific Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石井 純二

【本店の所在の場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【最寄りの連絡場所】 札幌市中央区大通西3丁目7番地

【電話番号】 (011) 261 1311 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 藤井 文世

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人札幌証券取引所
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 当中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成25年度 中間連結 会計期間	平成23年度	平成24年度
		(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	85,998	143,291	162,208
連結経常利益	百万円	20,673	47,154	30,159
連結中間純利益	百万円	17,593		
連結当期純利益	百万円		23,935	19,385
連結中間包括利益	百万円	30,908		
連結包括利益	百万円		18,980	60,133
連結純資産額	百万円	395,395	320,623	401,137
連結総資産額	百万円	7,802,592	7,678,190	7,812,377
1株当たり純資産額	円	806.96	588.90	746.82
1株当たり中間純利益金額	円	42.91		
1株当たり当期純利益金額	円		61.23	46.81
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	26.47		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円		37.98	27.47
自己資本比率	%	5.0	4.1	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	96,687	29,556	41,892
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	150,682	45,316	28,778
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	39,697	1,688	3,500
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	485,136	294,007	277,448
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,837 [1,705]	3,730 [1,707]	3,808 [1,737]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当行は、平成24年10月1日付で、親会社である株式会社札幌北洋ホールディングスを吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社として合併しており、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、平成23年度中間連結会計期間及び平成24年度中間連結会計期間を記載していません。

3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
4. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末少数株主持分)を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

(2) 当行の当中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第158期中	第156期	第157期
決算年月		平成25年9月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	70,872	141,434	132,181
経常利益	百万円	19,493	45,559	27,758
中間純利益	百万円	17,242		
当期純利益	百万円		24,136	17,993
資本金	百万円	121,101	121,101	121,101
発行済株式総数	千株	普通株式 399,060 第1種優先株式 140,000	普通株式 366,898 第1種優先株式 200,000	普通株式 399,060 第1種優先株式 200,000
純資産額	百万円	385,320	317,631	392,138
総資産額	百万円	7,781,273	7,679,855	7,790,359
預金残高	百万円	6,906,091	6,993,754	7,080,490
貸出金残高	百万円	5,565,801	5,428,137	5,632,731
有価証券残高	百万円	1,436,762	1,528,009	1,561,922
1株当たり中間純利益金額	円	42.03		
1株当たり当期純利益金額	円		61.77	43.18
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	25.94		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円		38.30	25.50
1株当たり配当額	円	普通株式 2.50 第1種優先株式 3.40	普通株式 第1種優先株式 7.35	普通株式 1.50 第1種優先株式 7.30
自己資本比率	%	4.95	4.13	5.03
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,448 [1,461]	3,491 [1,471]	3,434 [1,491]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 当行は、平成24年10月1日付で、親会社である株式会社札幌北洋ホールディングスを吸収合併消滅会社、当行を吸収合併存続会社として合併しており、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、第156期中及び第157期中に記載しておりません。
3. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクの発生や前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約の締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、「(1)業績の状況 経営成績の分析」「国内・海外別収支」「国内・海外別役務取引の状況」「国内・海外別預金残高の状況」「国内・海外別貸出金残高の状況」「(2)キャッシュ・フローの状況」における前第2四半期連結累計（会計）期間は記載していません。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、財政・金融政策の効果から緩やかに回復しました。すなわち、内需は、百貨店販売やサービス消費など個人消費に持直しの動きがみられたほか、公共投資が大幅に増加しました。外需は、米国の景気回復や円高が修正されたことから、自動車関連を中心に持直しました。

金融面では、日本銀行の「量的・質的金融緩和」の導入を背景に、無担保コールレートは0.08%を下回る水準に低下し、10年国債新発債利回りは一時的な上昇はあったものの9月末には0.7%を下回りました。対ドル円相場は、92円～102円台の範囲で推移しました。

次に北海道経済をみますと、公共投資や観光関連を中心に持直しました。住宅投資は、貸家や分譲が幾分鈍化したものの持家が下支えしました。個人消費は、乗用車販売台数がほぼ前年並みで推移したほか、百貨店販売額が上向くなど底堅く推移しました。公共投資は、予算の拡大に伴い大きく増加しました。観光関連は、前年度の国内LCC（格安航空会社）の相次ぐ就航や国際定期便の拡充に加え、円高修正の効果もあって来道者数は前年を上回りました。

このような経済環境のもと、当第2四半期連結累計期間における業績は、次のとおりとなりました。

経営成績の分析

当第2四半期連結累計期間の経営成績は、経常収益が859億円となりました。一方、経常費用は653億円となりました。経常収益から経常費用を差し引いた経常利益は206億円となり、中間純利益は175億円となりました。

なお、当第2四半期連結累計期間のセグメントの業績につきましては、銀行業の経常収益が708億円、経常利益が194億円となりました。また、リース業の経常収益は139億円、経常利益が3億円となりました。

財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末の財政状態につきましては、貸出金は5兆5,187億円と前連結会計年度末比654億円減少いたしました。預金及び譲渡性預金は7兆1,764億円と前連結会計年度末比49億円増加いたしました。有価証券は1兆4,366億円と前連結会計年度末比1,244億円減少いたしました。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間末の総資産は7兆8,025億円と前連結会計年度末比97億円減少し、負債は7兆4,071億円と同40億円減少いたしました。また、純資産は、優先株式の取得及び消却による資本剰余金の減少を主因に、3,953億円と前連結会計年度末比57億円減少いたしました。

営業施策

当行は、高度・多様化するお客様のニーズに適切かつ積極的に対応し、一層の収益機会の拡大を図るべく、積極的な営業展開を行っております。

地域経済の活性化の取組みとしましては、食や観光などの支援を通じて「地域密着型金融」を積極的に推進いたしました。具体的には、平成27年度の北海道新幹線の開業によって、交流人口の増加を通じて期待できる様々な経済効果を見据え、平成24年12月に株式会社青森銀行と連携協定を締結し、平成25年4月からは両行のATMの無料開放を行いました。そのほか、「函館・青森フェア」の開催など、北海道、青森県の両地域がともに発展していくための取組みをバックアップしております。また、「北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区」推進のため、同特区の利子補給金制度活用による金融支援などに注力しているほか、食の商談会である「インフォメーションバザール in Tokyo 2013」、商品力の強化を行う「食のプロダクトデザイン事業」、食のビジネスマッチングである「食の発掘市場」などにより道産品のブランド力向上とマーケットの拡大を後押ししております。

個人のお客様向けの取組みとしましては、平成25年9月より「教育資金贈与専用預金（愛称：エール）の取扱いを開始しました。これは、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応する商品で、お孫様等へ贈与される教育資金について、一定の要件のもと、受贈者お一人につき最大1,500万円が非課税となるものです。このほか、遺言や財産承継など相続対策等のご相談、各種金融商品について幅広いご相談を承っております。また、平成25年4月1日以降に住宅ローンをご利用いただいたお客様で、一定の要件を満たす場合、お子様が大学・専門学校に在学中は、最大4年間、返済額の見直しができるサービスを開始いたしました。

法人のお客様向けの取組みとしましては、平成25年4月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構、公益財団法人北海道中小企業総合支援センターと共同で「北洋6次産業化応援ファンド」を設立し、農林漁業が2次産業、3次産業と総合的かつ一体的な推進を図り新たな付加価値を創出する、いわゆる6次産業化を支援するなど、多様化するお客様のニーズに幅広く対応し、北海道経済の活性化を推進しております。また、中国の大連銀行、タイのバンコック銀行、インドのインドステイト銀行、インドネシアのバンクネガラインドネシアに加えて、平成25年7月にはフィリピンのメトロポリタン銀行と業務提携を行い、現地事務所や、提携先などを活用して情報の精度を高めるとともに、お客様の海外ビジネス展開をサポートしております。一方、経営・財務状況の再構築を必要としているお客様支援の一環として、平成24年9月にファンド運営会社と共同で「北洋中小企業再生ファンド」を創設し、平成25年5月には第1号の出資を行いました。今後も、それぞれのお客様が抱えている経営課題に応じた最適な解決策をご提案してまいります。

C S R活動

当行グループは、地域社会の一員としてC S Rを重視し、環境や地域社会などのステークホルダー（利害関係者）に配慮した経営を行うことが不可欠と考えております。地域社会の活性化と持続的発展のため、「環境」「地域医療」「金融教育」を重点取組みテーマとして、平成24年6月に立ち上げたC S R推進室に専任スタッフを配置し、機動的に様々な取組みを行っております。

「環境」については、地球温暖化防止の観点から、二酸化炭素及び窒素化合物の排出量削減計画を策定し、温暖化ガス削減の取組みを実施しているほか、環境格付融資やエコファンド、エコボンド（環境配慮型企業向け私募債）等を取扱っております。さらに、環境関連に特化した、当行が出資を行う「環境ビジネス支援ファンド」も取扱っております。また、「ほっくー基金（平成22年度設立）」では、官民連携からなる「ほっくー基金選定協議会」で選考のうえ、北海道の希少動植物保護に取組む動物園や団体等に、計13件（平成25年9月時点）の助成を行いました。

「地域医療」に関しては、地元大学と提携し「市民医療セミナー」の開催、医療関係のラジオ番組への協賛等地域医療の支援、「医療」インフラの維持・向上に積極的に取り組んでおります。

「金融教育」では、金融教育ができる教員を育てることを目的として、北海道教育大学との共同研究を実施したほか、児童・生徒の銀行営業店見学も随時受入れております。

上記の重点取組みテーマ以外にも、芸術・文化振興などの活動に取組み、平成24年度より、札幌交響楽団によるクラシックコンサートを実施しております。これまでに札幌・深川・室蘭において開催し、延べ3,800名のお客様をご招待いたしました。

当行グループのC S R活動は世界的にも評価され、平成20年3月以降、代表的な社会的責任投資（S R I：Social Responsibility Investment）指標である「FTSE4Good Index」シリーズの構成銘柄に、当行株式（当初採用時は、札幌北洋ホールディングス株式）が継続採用されております。

今後もグループ一体となって、北海道の持続的発展とより暮らしやすい社会づくりを支援いたします。

国内・海外別収支

国内業務部門では、資金運用収支が442億円、役務取引等収支が96億円、その他業務収支が53億円となりました。

国際業務部門では、その他業務収支が32億円となりました。

この結果、合計では、資金運用収支が441億円、役務取引等収支が97億円、その他業務収支が86億円となり、収支合算では624億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	44,286	179		44,106
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	46,977	137	27	46,812
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	2,691	41	27	2,705
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	9,678	61		9,740
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	14,541	98		14,639
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	4,862	36		4,899
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	5,324	3,287		8,612
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	18,445	4,282		22,728
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間				
	当第2四半期連結累計期間	13,121	995		14,116

- (注) 1. 当行及び連結子会社は海外拠点を有していないので、「国内・海外別貸出金残高の状況」を除き、以下の各表とも「国内業務部門」「国際業務部門」に区分して記載しております。なお、「国内業務部門」とは当行及び連結子会社の円建取引であり、「国際業務部門」とは当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
3. 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・海外別役務取引の状況

国内業務部門の役務取引等収益は145億円、役務取引等費用は48億円となりました。

合計の役務取引等収益は146億円、役務取引等費用は48億円となり、役務取引等収支は97億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	14,541	98	14,639
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	4,134	2	4,137
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	4,047	88	4,135
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	330		330
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	3,549		3,549
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	309		309
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	981	7	989
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	4,862	36	4,899
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間			
	当第2四半期連結累計期間	616	28	645

国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	6,884,417	15,118	6,899,536
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	4,484,595		4,484,595
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	2,271,977		2,271,977
うちその他	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	127,844	15,118	142,963
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	276,954		276,954
総合計	前第2四半期連結会計期間			
	当第2四半期連結会計期間	7,161,372	15,118	7,176,491

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	5,518,719	100.00
製造業	419,018	7.59
農業, 林業	21,767	0.39
漁業	2,484	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7,733	0.14
建設業	272,896	4.95
電気・ガス・熱供給・水道業	78,616	1.43
情報通信業	39,010	0.71
運輸業, 郵便業	128,440	2.33
卸売業, 小売業	600,501	10.88
金融業, 保険業	193,838	3.51
不動産業, 物品賃貸業	503,426	9.12
各種サービス業	502,827	9.11
地方公共団体	1,253,477	22.71
その他	1,494,678	27.08
海外及び特別国際金融取引勘定分		
政府等		
金融機関		
その他		
合計	5,518,719	

(注) 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) (A)
業務粗利益	60,120	59,859	261
経費(除く臨時処理分)	37,679	37,751	72
人件費	15,179	15,203	24
物件費	19,415	19,764	349
税金	3,084	2,783	301
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	22,440	22,108	332
一般貸倒引当金繰入額	1,906	571	1,335
業務純益	24,346	22,679	1,667
うち国債等債券関係損益	6,930	7,097	167
臨時損益	14,620	3,186	11,434
貸倒損失額	3,170	3,242	72
貸出金償却	3	1	2
個別貸倒引当金繰入額	2,847	2,932	85
その他	320	308	12
償却債権取立益	0	1	1
株式等関係損益	11,979	359	12,338
その他臨時損益	529	304	833
経常利益	9,724	19,493	9,769
特別損益	659	871	212
うち固定資産処分損益	169	104	65
うち減損損失	489	766	277
税引前中間純利益	9,065	18,622	9,557
法人税、住民税及び事業税	286	571	285
法人税等調整額	653	807	154
法人税等合計	939	1,379	440
中間純利益	8,126	17,242	9,116
貸倒償却引当費用	+ -	1,264	2,669
			1,405

(注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5. 国債等債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) (A)
(1) 資金運用利回	1.36	1.29	0.07
(イ)貸出金利回	1.48	1.36	0.12
(ロ)有価証券利回	1.14	1.59	0.45
(2) 資金調達原価	1.13	1.10	0.03
(イ)預金等利回	0.03	0.03	0.00
(ロ)外部負債利回	2.56	2.76	0.20
(3) 総資金利鞘	-	0.19	0.04

(注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2. 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) (A)
業務純益ベース	15.43	11.63	3.80
中間純利益ベース	5.15	8.84	3.69

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) (A)
預金(末残)	6,716,428	6,906,091	189,663
預金(平残)	6,643,879	6,795,623	151,744
貸出金(末残)	5,561,434	5,565,801	4,367
貸出金(平残)	5,358,115	5,428,701	70,586

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) (A)
個人	4,779,853	4,846,752	66,899
法人	1,705,666	1,827,380	121,714
公金	171,911	184,479	12,568
金融機関	58,995	47,478	11,517
計	6,716,428	6,906,091	189,663

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 個人向けローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) (A)
住宅ローン残高	1,532,920	1,549,247	16,327
その他ローン残高	59,225	58,922	303
計	1,592,145	1,608,169	16,024

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	3,475,343	3,484,567	9,224
総貸出金残高	百万円	5,561,434	5,565,801	4,367
中小企業等貸出金比率	/ %	62.4	62.6	0.2
中小企業等貸出先件数	件	269,018	264,721	4,297
総貸出先件数	件	269,599	265,308	4,291
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.7	99.7	0.0

- (注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。
2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	2	28	3	54
信用状	104	917	79	785
保証	8,113	49,825	7,709	55,336
計	8,219	50,772	7,791	56,177

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	121,101	121,101
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本剰余金	80,513	86,282
	利益剰余金	71,216	80,956
	自己株式()		0
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	730	1,473
	その他有価証券の評価差損()		
	為替換算調整勘定		
	新株予約権		
	連結子法人等の少数株主持分	2,286	2,521
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	274,387	289,387
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	5,291	4,942
	一般貸倒引当金	16,659	15,421
	負債性資本調達手段等	95,300	81,800
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	95,300	81,800
	計	117,250	102,163
うち自己資本への算入額 (B)	117,250	102,163	
控除項目	控除項目(注4) (C)	1,418	1,461
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	390,218	390,089
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,190,583	3,264,715
	オフ・バランス取引等項目	67,254	65,190
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,257,838	3,329,905
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	199,581	199,523
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	15,966	15,961
	計(E) + (F) (H)	3,457,420	3,529,429
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.28	11.05
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		7.93	8.19

(注) 1 . 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年9月30日	平成25年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	121,101	121,101
	うち非累積的永久優先株		
	新株式申込証拠金		
	資本準備金	50,001	50,001
	その他資本剰余金	30,512	13,954
	利益準備金	964	1,376
	その他利益剰余金	70,356	95,497
	その他		
	自己株式()		129
	自己株式申込証拠金		
	社外流出予定額()	730	1,473
	その他有価証券の評価差損()		
	新株予約権		
	営業権相当額()		
	のれん相当額()		
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()		
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()		
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)		
	繰延税金資産の控除金額()		
	計 (A)	272,205	280,328
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)			
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券			
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	5,291	4,942
	一般貸倒引当金	13,990	12,984
	負債性資本調達手段等	95,300	81,800
	うち永久劣後債務(注2)		
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	95,300	81,800
	計	114,581	99,726
うち自己資本への算入額 (B)	114,581	99,726	
控除項目	控除項目(注4) (C)	994	1,001
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	385,791	379,053
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	3,188,122	3,242,604
	オフ・バランス取引等項目	67,254	65,499
	信用リスク・アセットの額 (E)	3,255,377	3,308,103
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	194,954	189,063
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	15,596	15,125
	計(E) + (F) (H)	3,450,331	3,497,166
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		11.18	10.83
(参考)Tier 1比率 = A / H × 100(%)		7.88	8.01

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成24年9月30日	平成25年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	578	616
危険債権	814	658
要管理債権	336	259
正常債権	55,062	55,444

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物の四半期末残高は4,851億円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の減少等により966億円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還等により1,506億円の収入となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、自己株式の取得等により396億円の支出となりました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,450,000,000
第1種優先株式	1,450,000,000
計	1,450,000,000

(注) 当行の発行可能株式総数は、1,450,000,000株であり、普通株式及び第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ1,450,000,000株とする旨定款に規定しております。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年11月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	399,060,179	399,060,179	東京証券取引所 市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数は100株 であります。
第1種優先株式 (注)1	140,000,000	140,000,000	非上場	(注)2、3、4
計	539,060,179	539,060,179		

(注)1．第1種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2．当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である第1種優先株式の特質につきましては、当銀行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で第1種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4．に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項および当銀行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3．第1種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4．に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4．単元株式数は100株であり、議決権はありません。また、第1種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) 第1種優先配当金

第1種優先配当金

当銀行は、定款第51条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株式を有する株主（以下「第1種優先株主」という。）または第1種優先株式の登録株式質権者（以下「第1種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当年率（以下「第1種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「第1種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して(2)に定める第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第1種優先配当年率

各事業年度に係る第1種優先配当年率は、以下の算式により計算される年率とする。

第1種優先配当年率 = 日本円TIBOR (12ヶ月物) + 1.00%

なお、第1種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR (12ヶ月物)」とは、毎年4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の銀行営業日)(以下「第1種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーカー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR (12ヶ月物)が公表されていない場合は、第1種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR (12ヶ月物)に代えて用いるものとする。

ただし、上記の算式の結果が8%を超える場合には、第1種優先配当年率は8%とする。

非累積条項

ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) 第1種優先中間配当金

当銀行は、定款第52条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「第1種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記に定める経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過第1種優先配当金相当額

第1種優先株式1株当たりの経過第1種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数に第1種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対して第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

第1種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第1種優先株主は、定時株主総会に第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、第1種優先配当金の額全部(第1種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払を受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

第1種優先株主は、下記に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して、自己の有する第1種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、第1種優先株主がかかる取得の請求をした第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産を当該第1種優先株主に対して交付するものとする。

取得を請求することができる期間

平成25年1月1日から平成36年3月31日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株主が取得の請求をした第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記しないしに定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当銀行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

下限取得価額は127円（ただし、下記による調整を受ける。）。

取得価額の調整

イ. 第1種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の自己株式である普通株式に係り増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二. に定義する意味を有する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。）をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ・またはロ・と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日前に上記()または本()による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記()による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ・に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少した普通株式数（効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に係り減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ・上記イ・()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

- ハ・()取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本()に準じて調整する。

- ()取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし())に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式数であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込みの場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ.上記イ.()ないし()および上記ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。
- ホ.上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.()に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ.上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト.取得価額調整式により算出された上記イ.柱書第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切り捨てる。)を使用する。
- 合理的な措置
- 上記 ないし に定める取得価額(7)に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- 取得請求受付場所
東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。

(6) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を第1種優先株主に対して交付するものとする。なお、第1種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(5) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、第1種優先株式の取得と引換えに、第1種優先株式1株につき、第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第1種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、(3) に定める経過第1種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第1種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない第1種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当銀行は、かかる第1種優先株式を取得するのと引換えに、各第1種優先株主に対し、その有する第1種優先株式数に第1種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第1種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第1種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(8) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第1種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年7月25日	60,000,000	539,060,179		121,101		50,001

(注) 平成25年7月25日付で第1種優先株式60,000,000株を取得し、同日付で消却しております。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3丁目4番2号	140,000,000	25.97
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	30,954,500	5.74
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	30,954,000	5.74
北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	23,147,000	4.29
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	21,424,800	3.97
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	16,354,200	3.03
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	13,412,000	2.48
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	11,132,000	2.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	11,057,224	2.05
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	10,866,480	2.01
計		309,302,204	57.37

所有議決権数別

平成25年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する 所有議決権数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	309,545	7.76
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	309,540	7.76
北海道電力株式会社	札幌市中央区大通東1丁目2番地	231,470	5.80
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	214,248	5.37
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	163,542	4.10
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	134,120	3.36
三井生命保険株式会社	東京都千代田区大手町2丁目1番1号	111,320	2.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16番13号)	110,572	2.77
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	108,664	2.72
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	75,332	1.88
計		1,768,353	44.34

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1種優先株式 140,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 180,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 398,727,200	3,987,272	(注)2
単元未満株式	普通株式 152,279		
発行済株式総数	539,060,179		
総株主の議決権		3,987,272	

(注)1. 第1種優先株式の内容は、「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

なお、無議決権株式については、この優先株式を保有する株主が優先的配当全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときは、この株主総会から、議案が定時株主総会において否決されたときは、その株主総会の終結のときから、優先的配当全額を受ける旨の定時株主総会決議がある時まで、議決権を有するものであります。

2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,500株含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が25個含まれております。

【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北洋銀行	札幌市中央区大通西3丁目 7番地	180,700		180,700	0.03
計		180,700		180,700	0.03

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前中間連結会計期間を記載しておりません。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、当四半期報告書は、第2四半期に係る最初に提出する四半期報告書であるため、前中間会計期間を記載しておりません。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成25年4月1日至平成25年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】
(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
資産の部		
現金預け金	7 298,236	7 505,242
コールローン及び買入手形	125,233	104,116
買入金銭債権	14,171	10,915
商品有価証券	5,571	5,924
金銭の信託	1	-
有価証券	1, 7, 12 1,561,104	1, 7, 12 1,436,615
	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8
貸出金		
	5,584,120	5,518,719
外国為替	6 1,786	6 2,505
リース債権及びリース投資資産	7 44,711	7 45,305
その他資産	7 81,588	7 75,875
有形固定資産	7, 9, 10 96,445	7, 9, 10 94,907
無形固定資産	14,013	15,048
繰延税金資産	13,105	10,470
支払承諾見返	50,780	56,177
貸倒引当金	78,490	79,230
資産の部合計	7,812,377	7,802,592
負債の部		
預金	7 7,073,264	7 6,899,536
譲渡性預金	98,229	276,954
借入金	7, 11 117,250	7, 11 111,780
外国為替	43	21
その他負債	61,776	51,746
賞与引当金	1,653	1,663
退職給付引当金	2,153	3,052
睡眠預金払戻損失引当金	1,470	1,638
ポイント引当金	282	417
繰延税金負債	-	87
再評価に係る繰延税金負債	9 4,335	9 4,119
支払承諾	50,780	56,177
負債の部合計	7,411,240	7,407,196
純資産の部		
資本金	121,101	121,101
資本剰余金	121,604	86,282
利益剰余金	64,296	80,956
自己株式	0	0
株主資本合計	307,002	288,339
その他有価証券評価差額金	84,596	97,319
繰延ヘッジ損益	232	164
土地再評価差額金	9 7,257	9 6,863

その他の包括利益累計額合計	91,621	104,017
少数株主持分	2,513	3,038
純資産の部合計	401,137	395,395
負債及び純資産の部合計	7,812,377	7,802,592

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】
【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	85,998
資金運用収益	46,812
(うち貸出金利息)	37,020
(うち有価証券利息配当金)	9,403
役務取引等収益	14,639
その他業務収益	22,728
その他経常収益	1,817
経常費用	65,325
資金調達費用	2,705
(うち預金利息)	950
役務取引等費用	4,899
その他業務費用	14,116
営業経費	39,682
その他経常費用	¹ 3,921
経常利益	20,673
特別利益	33
固定資産処分益	33
特別損失	904
固定資産処分損	138
減損損失	² 766
税金等調整前中間純利益	19,802
法人税、住民税及び事業税	1,010
法人税等調整額	902
法人税等合計	1,913
少数株主損益調整前中間純利益	17,888
少数株主利益	295
中間純利益	17,593

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	17,888
その他の包括利益	13,019
其他有価証券評価差額金	12,952
繰延ヘッジ損益	67
中間包括利益	30,908
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	30,383
少数株主に係る中間包括利益	524

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	121,101
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	121,101
資本剰余金	
当期首残高	121,604
当中間期変動額	
自己株式の消却	35,322
当中間期変動額合計	35,322
当中間期末残高	86,282
利益剰余金	
当期首残高	64,296
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,593
土地再評価差額金の取崩	394
当中間期変動額合計	16,659
当中間期末残高	80,956
自己株式	
当期首残高	0
当中間期変動額	
自己株式の取得	35,322
自己株式の消却	35,322
当中間期変動額合計	0
当中間期末残高	0
株主資本合計	
当期首残高	307,002
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,593
自己株式の取得	35,322
土地再評価差額金の取崩	394
当中間期変動額合計	18,662
当中間期末残高	288,339

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	84,596
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,722
当中間期変動額合計	12,722
当中間期末残高	97,319
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	232
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	67
当中間期変動額合計	67
当中間期末残高	164
土地再評価差額金	
当期首残高	7,257
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	394
当中間期変動額合計	394
当中間期末残高	6,863
その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	91,621
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,396
当中間期変動額合計	12,396
当中間期末残高	104,017
少数株主持分	
当期首残高	2,513
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	524
当中間期変動額合計	524
当中間期末残高	3,038
純資産合計	
当期首残高	401,137
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,593
自己株式の取得	35,322
土地再評価差額金の取崩	394
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	12,920
当中間期変動額合計	5,742
当中間期末残高	395,395

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	19,802
減価償却費	4,462
減損損失	766
貸倒引当金の増減()	739
賞与引当金の増減額(は減少)	10
退職給付引当金の増減額(は減少)	899
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	168
ポイント引当金の増減額(は減少)	135
資金運用収益	46,812
資金調達費用	2,705
有価証券関係損益()	7,458
金銭の信託の運用損益(は運用益)	5
為替差損益(は益)	6,879
固定資産処分損益(は益)	104
貸出金の純増()減	65,744
預金の純増減()	174,314
譲渡性預金の純増減()	178,725
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,469
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	682
コールローン等の純増()減	24,594
外国為替(資産)の純増()減	660
外国為替(負債)の純増減()	23
資金運用による収入	47,195
資金調達による支出	3,239
その他	6,520
小計	98,350
法人税等の支払額	1,663
営業活動によるキャッシュ・フロー	96,687
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	222,026
有価証券の売却による収入	205,307
有価証券の償還による収入	172,183
金銭の信託の減少による収入	1
有形固定資産の取得による支出	1,472
有形固定資産の売却による収入	198
無形固定資産の取得による支出	3,509
投資活動によるキャッシュ・フロー	150,682
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付借入金の返済による支出	3,000
配当金の支払額	1,328
自己株式の取得による支出	35,322
その他	46
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,697
現金及び現金同等物に係る換算差額	15
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	207,687
現金及び現金同等物の期首残高	277,448

現金及び現金同等物の中間期末残高

¹ 485,136

【注記事項】

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1．連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
主要な会社名 株式会社札幌北洋リース
- (2) 非連結子会社
主要な会社名 北洋ベンチャーファンド1号
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2．持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当ありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当ありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社
主要な会社名 北洋ベンチャーファンド1号
- (4) 持分法非適用の関連会社
札幌元気チャレンジファンド
持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 4社

4．会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等（株式及び市場価格のある受益証券については中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産（リース資産を除く）
当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：5年～50年
その他：2年～20年
連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。
無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理数理計算上の差異

発生年度の翌連結会計年度に一括費用処理

ただし、旧株式会社札幌銀行における既発生分については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、旧株式会社札幌銀行分の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「clover（キャッシュ&クレジット一体型ICカード）」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場により換算しております。

(11) リース取引の処理方法

・借手側

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14)消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15)税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当行の決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(16)ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
出資金	472百万円	460百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	28,487百万円	27,553百万円
延滞債権額	109,132百万円	101,711百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	511百万円	736百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	24,086百万円	25,339百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	162,217百万円	155,340百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	42,027百万円	34,450百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	17,928百万円	16,421百万円
有価証券	369,528百万円	249,274百万円
リース債権及びリース投資資産	9,015百万円	7,899百万円
その他資産	5,969百万円	5,074百万円
有形固定資産	59百万円	16百万円
計	402,502百万円	278,687百万円
担保資産に対応する債務		
預金	71,942百万円	26,326百万円
借入金	30,673百万円	27,818百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	90,061百万円	87,669百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	1,876百万円	1,866百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,522,901百万円	1,508,064百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,504,426百万円	1,493,989百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

ただし、当行が旧株式会社札幌銀行から引き継いだ事業用の土地については平成10年3月31日に再評価を行っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出したほか、第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	60,686百万円	60,551百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	84,800百万円	81,800百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
	65,193百万円	70,922百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,714百万円

2. 減損損失

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

次の資産について、減損損失を計上しております。

稼働資産(土地、建物等) 702百万円

遊休資産(土地、建物等) 64百万円

保有する上記の稼働資産について使用の中止を決定したこと等に伴い、投資額の回収が見込めなくなったこと等により、減損損失を計上しております。

稼働資産については、原則として管理会計において継続的な収支の把握を行っている各営業店をグルーピングの単位としております。本部、事務センター、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価基準に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	399,060			399,060	
第1種優先株式	200,000		60,000	140,000	(注)1
合計	599,060		60,000	539,060	
自己株式					
普通株式	180	0		180	(注)2
第1種優先株式		60,000	60,000		(注)3
合計	180	60,000	60,000	180	

(注) 1. 発行済株式における第1種優先株式の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式における普通株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

3. 自己株式における第1種優先株式の増加及び減少は、優先株式の取得及び消却によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月26日 定時株主総会	普通株式	598	1.50	平成25年3月31日	平成25年6月27日
	第1種優先株式	730	3.65	平成25年3月31日	平成25年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月13日 取締役会	普通株式	997	利益剰余金	2.50	平成25年9月30日	平成25年12月10日
	第1種優先株式	476	利益剰余金	3.40	平成25年9月30日	平成25年12月9日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
現金預け金勘定	505,242百万円
日本銀行預け金を除く預け金	20,106百万円
現金及び現金同等物	485,136百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

・有形固定資産

主として、店舗等であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸手側)

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
リース料債権部分	44,289	44,646
見積残存価額部分	385	403
受取利息相当額	3,404	3,303
リース投資資産	41,270	41,745

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結会計期間（連結会計年度）末日後の回収予定額

リース債権

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	1,114	1,004
1年超2年以内	860	927
2年超3年以内	738	835
3年超4年以内	606	650
4年超5年以内	230	231
5年超	19	35

リース投資資産

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年以内	14,138	14,328
1年超2年以内	11,349	11,003
2年超3年以内	7,965	8,282
3年超4年以内	5,510	5,662
4年超5年以内	3,171	3,146
5年超	2,153	2,223

(3) リース取引開始日が平成20年4月1日前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の減価償却累計額控除後の帳簿価額をリース投資資産の同会計基準適用初年度期首の価額として計上しております。また、当該リース投資資産に関しては、会計基準適用後の残存期間において利息相当額の総額をリース期間中の各期に定額で配分しております。

これにより、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を適用した場合に比べ、当中間連結会計期間の税金等調整前中間純利益は52百万円増加しております。

2. オペレーティング・リース取引

(貸手側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年9月30日)
1年内	408	416
1年超	288	288
合計	696	704

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注3参照)。

前連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額(*1)
(1) 現金預け金	298,236	298,236	0
(2) コールローン及び買入手形	125,233	125,251	18
(3) 有価証券			
その他有価証券	1,547,195	1,547,195	
(4) 貸出金	5,584,120		
貸倒引当金(*2)	75,116		
	5,509,003	5,606,873	97,869
資産計	7,479,669	7,577,557	97,887
(1) 預金	7,073,264	7,073,711	446
(2) 譲渡性預金	98,229	98,289	59
(3) 借入金	117,250	125,222	7,971
負債計	7,288,744	7,297,222	8,478
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,303)	(3,303)	
ヘッジ会計が適用されているもの	(360)	(360)	
デリバティブ取引計	(3,664)	(3,664)	

(*1) 差額欄は、資産については時価から連結貸借対照表計上額を減算、負債については連結貸借対照表計上額から時価を減算した差額を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額（*1）
(1) 現金預け金	505,242	505,242	0
(2) コールローン及び買入手形	104,116	104,128	12
(3) 有価証券			
その他有価証券	1,422,896	1,422,896	
(4) 貸出金	5,518,719		
貸倒引当金（*2）	75,757		
	5,442,961	5,528,876	85,915
資産計	7,475,216	7,561,143	85,927
(1) 預金	6,899,536	6,899,847	311
(2) 譲渡性預金	276,954	277,004	50
(3) 借入金	111,780	118,276	6,495
負債計	7,288,272	7,295,128	6,856
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	1,956	1,956	
ヘッジ会計が適用されているもの	(255)	(255)	
デリバティブ取引計	1,701	1,701	

（*1）差額欄は、資産については時価から中間連結貸借対照表計上額を減算、負債については中間連結貸借対照表計上額から時価を減算した差額を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）買入金銭債権、商品有価証券、外国為替（資産）、リース債権及びリース投資資産、外国為替（負債）については、重要性が乏しいため開示を省略しております。

（注2）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に対応するリスク・フリーレートで割り引いた現在価値を算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、残存期間に対応するリスク・フリーレートで割り引いた現在価値を算定しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、投資信託は取引所の価格、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

自行保証付私募債については、保証を考慮せずに貸出金に準じた方法で現在価値を算定し、当該現在価値に前受保証料を加算したものを時価としております。保証協会保証付私募債については、貸出金に準じて算定した現在価値と、リスク・フリーレートで割り引いた現在価値の加重平均額に前受保証料を加算したものを時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金については、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートに内部格付に基づく予想損失率を加味した率で割り引いた現在価値を算定しております。金利更改期間と最終期限が異なる貸出の当該金利更改期間終了後の元本残額については、金利更改期間終了後に適用される金利が市場金利を反映していることから、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、金利更改期間終了後の現在価値相当額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期間を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、クレジットカード業務に伴うキャッシング等の貸出金については、返済期間及び金利（手数料）条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

劣後ローンについては、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートに、直近の劣後ローン借入利率とその時点の同期間のスワップレートとの差を加味した率で割り引いて現在価値を算定しております。劣後ローン以外の変動金利借入については、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

上記以外の借入金については、金利更改期間に応じたリスク・フリーレートで割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注3）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （平成25年3月31日）	当中間連結会計期間 （平成25年9月30日）
非上場株式（*1）（*2）	13,374	13,195
組合出資金（*2）（*3）	534	523
合計	13,908	13,718

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）前連結会計年度において、非上場株式及び組合出資金について87百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式及び組合出資金について6百万円減損処理を行っております。

（*3）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当ありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	64,939	29,260	35,678
	債券	1,095,290	1,071,013	24,277
	国債	724,358	708,330	16,028
	地方債	142,592	138,801	3,791
	短期社債			
	社債	228,339	223,881	4,457
	その他	279,632	223,533	56,098
	外国債券	121,440	116,834	4,606
	その他	158,191	106,699	51,491
	小計	1,439,862	1,323,807	116,054
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	14,725	15,232	507
	債券	51,321	51,472	150
	国債	5,016	5,016	0
	地方債	22,607	22,631	24
	短期社債			
	社債	23,697	23,824	126
	その他	59,186	63,456	4,269
	外国債券	1,549	1,556	6
	その他	57,636	61,900	4,263
	小計	125,232	130,161	4,928
合計		1,565,094	1,453,968	111,125

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	92,350	40,810	51,539
	債券	883,074	865,044	18,029
	国債	527,992	516,695	11,296
	地方債	128,596	125,576	3,019
	短期社債			
	社債	226,485	222,772	3,713
	その他	227,342	166,041	61,300
	外国債券	76,305	72,139	4,165
	その他	151,036	93,901	57,135
	小計	1,202,766	1,071,896	130,870
中間連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	3,017	3,426	408
	債券	159,329	159,621	291
	国債	20,383	20,394	11
	地方債	67,724	67,807	83
	短期社債			
	社債	71,222	71,418	196
	その他	74,181	78,706	4,525
	外国債券	23,154	23,306	152
	その他	51,027	55,400	4,372
	小計	236,529	241,754	5,225
合計		1,439,295	1,313,651	125,644

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、8,081百万円（うち、株式8,081百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1百万円（うち、株式1百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%以上下落した場合としており、その銘柄すべてについて減損処理の対象としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

記載すべき重要なものはありません。

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	111,123
その他有価証券	111,123
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	26,239
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	84,884
()少数株主持分相当額	287
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	84,596

当中間連結会計期間(平成25年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	125,642
その他有価証券	125,642
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	27,805
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	97,836
()少数株主持分相当額	517
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	97,319

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	253,681	196,403	4,057	4,057
	受取変動・支払固定	293,543	222,424	2,553	2,553
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他	売建	9,610	9,421	611	327
	買建	9,610	9,421	611	384
合計				1,503	1,560

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	271,423	210,549	3,357	3,357
	受取変動・支払固定	310,692	236,012	1,647	1,647
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
	その他				
売建	9,478	9,287	510	258	
買建	9,478	9,287	510	308	
合計			1,710	1,759	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成25年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	147,666	19,202	7,302	7,302
	買建	28,568	19,181	2,495	2,495
	通貨オプション				
	売建	47,298	33,628	2,756	2,073
	買建	47,298	33,628	2,755	623
	その他				
	売建				
	買建				
合計				4,807	3,356

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	127,519	20,048	3,885	3,885
	買建	30,869	19,899	4,132	4,132
	通貨オプション				
	売建	38,720	27,243	2,041	1,899
	買建	38,720	27,243	2,041	727
	その他				
	売建				
	買建				
合計			246	1,418	

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
 該当ありません。

(4) 債券関連取引
 該当ありません。

(5) 商品関連取引
 該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
 該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成25年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動	貸出金	16,252	10,720	360
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション				
	その他				
金利ス ワップの 特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合計					360

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成25年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的 処理方法	金利スワップ	貸出金	13,486	7,954	255
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション				
その他					
金利ス ワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動				
	受取変動・支払固定				
合計					255

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定してあります。

(2) 通貨関連取引

該当ありません。

(3) 株式関連取引

該当ありません。

(4) 債券関連取引

該当ありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループでは、構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものとして、「銀行業」及び「リース業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の会計処理基準に関する事項に記載の内容と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 財務諸表 計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	70,441	13,811	84,252	1,745	85,998		85,998
セグメント間の内部経常収益	431	104	535	1,910	2,445	2,445	
計	70,872	13,915	84,788	3,655	88,444	2,445	85,998
セグメント利益	19,493	399	19,892	983	20,876	203	20,673
セグメント資産	7,776,322	68,472	7,844,794	31,798	7,876,593	74,001	7,802,592
セグメント負債	7,395,952	61,199	7,457,152	23,792	7,480,945	73,748	7,407,196
その他の項目							
減価償却費	4,253	198	4,452	7	4,459	2	4,462
資金運用収益	47,022	19	47,041	128	47,170	357	46,812
資金調達費用	2,677	210	2,887	57	2,945	239	2,705
減損損失	766		766		766		766
税金費用	1,379	157	1,536	391	1,927	13	1,913
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,017	273	5,290	2	5,292	42	5,250

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業を含んでおります。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 203百万円には、セグメント間取引消去等が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 74,001百万円及びセグメント負債の調整額 73,748百万円には、セグメント間債権債務相殺消去 73,200百万円が含まれております。

(3) 資金運用収益の調整額 357百万円には、セグメント間取引消去等が含まれております。

(4) 資金調達費用の調整額 239百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	37,020	18,114	13,806	17,057	85,998

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	766		766		766

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成25年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成25年 9月30日)
1 株当たり純資産額	円	746.82	806.96

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		当中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	42.91
(算定上の基礎)		
中間純利益	百万円	17,593
普通株主に帰属しない金額	百万円	476
うち中間優先配当額	百万円	476
普通株式に係る中間純利益	百万円	17,117
普通株式の期中平均株式数	株	398,879,585
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	26.47
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額	百万円	476
うち中間優先配当額	百万円	476
普通株式増加数	株	265,625,000
うち優先株式	株	265,625,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年 3月31日)	当中間会計期間 (平成25年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	⁷ 297,391	⁷ 505,120
コールローン	125,233	104,116
買入金銭債権	14,171	10,915
商品有価証券	5,571	5,924
金銭の信託	1	-
有価証券	^{1, 7, 12} 1,561,922	^{1, 7, 12} 1,436,762
	^{2, 3, 4, 5, 6, 8}	^{2, 3, 4, 5, 6, 8}
貸出金		
	5,632,731	5,565,801
外国為替	⁶ 1,786	⁶ 2,505
その他資産	49,665	46,388
その他の資産	⁷ 49,665	⁷ 46,388
有形固定資産	^{9, 10} 95,234	^{9, 10} 93,960
無形固定資産	13,862	14,904
繰延税金資産	11,967	9,571
支払承諾見返	50,780	56,177
貸倒引当金	69,959	70,875
資産の部合計	7,790,359	7,781,273
負債の部		
預金	⁷ 7,080,490	⁷ 6,906,091
譲渡性預金	111,589	290,314
借入金	^{7, 11} 105,956	^{7, 11} 101,204
外国為替	43	21
その他負債	39,895	31,693
未払法人税等	1,867	546
リース債務	2,203	2,600
その他の負債	35,824	28,547
賞与引当金	1,465	1,471
退職給付引当金	1,965	2,858
睡眠預金払戻損失引当金	1,470	1,638
ポイント引当金	228	363
再評価に係る繰延税金負債	⁹ 4,335	⁹ 4,119
支払承諾	50,780	56,177
負債の部合計	7,398,220	7,395,952

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
純資産の部		
資本金	121,101	121,101
資本剰余金	99,277	63,955
資本準備金	50,001	50,001
その他資本剰余金	49,276	13,954
利益剰余金	80,564	96,873
利益準備金	1,110	1,376
その他利益剰余金	79,454	95,497
固定資産圧縮積立金	968	968
繰越利益剰余金	78,485	94,529
自己株式	128	129
株主資本合計	300,814	281,801
⁹ 其他有価証券評価差額金	84,298	96,820
繰延ヘッジ損益	232	164
⁹ 土地再評価差額金	7,257	6,863
評価・換算差額等合計	91,324	103,519
純資産の部合計	392,138	385,320
負債及び純資産の部合計	7,790,359	7,781,273

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
経常収益	70,872
資金運用収益	47,022
(うち貸出金利息)	37,072
(うち有価証券利息配当金)	9,560
役務取引等収益	13,192
その他業務収益	8,980
その他経常収益	1,678
経常費用	51,379
資金調達費用	2,677
(うち預金利息)	950
役務取引等費用	5,408
その他業務費用	1,249
営業経費	¹ 38,903
その他経常費用	² 3,140
経常利益	19,493
特別利益	33
特別損失	³ 904
税引前中間純利益	18,622
法人税、住民税及び事業税	571
法人税等調整額	807
法人税等合計	1,379
中間純利益	17,242

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	121,101
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	121,101
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	50,001
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	50,001
その他資本剰余金	
当期首残高	49,276
当中間期変動額	
自己株式の消却	35,322
当中間期変動額合計	35,322
当中間期末残高	13,954
資本剰余金合計	
当期首残高	99,277
当中間期変動額	
自己株式の消却	35,322
当中間期変動額合計	35,322
当中間期末残高	63,955
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	1,110
当中間期変動額	
剰余金の配当	265
当中間期変動額合計	265
当中間期末残高	1,376
その他利益剰余金	
固定資産圧縮積立金	
当期首残高	968
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	968
繰越利益剰余金	
当期首残高	78,485
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,593
中間純利益	17,242
土地再評価差額金の取崩	394
当中間期変動額合計	16,043
当中間期末残高	94,529

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日)
利益剰余金合計	
当期首残高	80,564
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,242
土地再評価差額金の取崩	394
当中間期変動額合計	16,308
当中間期末残高	96,873
自己株式	
当期首残高	128
当中間期変動額	
自己株式の取得	35,322
自己株式の消却	35,322
当中間期変動額合計	0
当中間期末残高	129
株主資本合計	
当期首残高	300,814
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,242
自己株式の取得	35,322
土地再評価差額金の取崩	394
当中間期変動額合計	19,013
当中間期末残高	281,801
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	84,298
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,522
当中間期変動額合計	12,522
当中間期末残高	96,820
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	232
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	67
当中間期変動額合計	67
当中間期末残高	164
土地再評価差額金	
当期首残高	7,257
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	394
当中間期変動額合計	394
当中間期末残高	6,863

(単位：百万円)

	当中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)
評価・換算差額等合計	
当期首残高	91,324
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	12,195
当中間期変動額合計	12,195
当中間期末残高	103,519
純資産合計	
当期首残高	392,138
当中間期変動額	
剰余金の配当	1,328
中間純利益	17,242
自己株式の取得	35,322
土地再評価差額金の取崩	394
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	12,195
当中間期変動額合計	6,817
当中間期末残高	385,320

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等（株式及び市場価格のある受益証券については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均）に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：5年～50年

その他：2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務債務

その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異

発生年度の翌事業年度に一括費用処理

ただし、旧株式会社札幌銀行における既発生分については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

なお、旧株式会社札幌銀行分の会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

- (5) ポイント引当金
ポイント引当金は、「clover（キャッシュ&クレジット一体型ICカード）」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済みポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積り、必要と認める額を計上しております。
6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
10. 税効果会計に関する事項
中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
株式	4,951百万円	4,951百万円
出資金	444百万円	432百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
破綻先債権額	25,542百万円	24,713百万円
延滞債権額	108,447百万円	100,962百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	403百万円	653百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
貸出条件緩和債権額	24,069百万円	25,322百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
合計額	158,463百万円	151,652百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	42,027百万円	34,450百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	17,928百万円	16,421百万円
有価証券	369,528百万円	249,274百万円
計	387,457百万円	265,695百万円
担保資産に対応する債務		
預金	71,942百万円	26,326百万円
借入金	21,129百万円	19,382百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
有価証券	90,061万円	87,669百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
保証金	1,831百万円	1,821百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
融資未実行残高	1,531,799百万円	1,517,978百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	1,513,324百万円	1,503,904百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

ただし、当行が旧株式会社札幌銀行から引き継いだ事業用の土地については平成10年3月31日に再評価を行っております。

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出したほか、第4号に定める地価税の課税価格に基づいて、路線価の奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出しております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
減価償却累計額	55,833百万円	56,077百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
劣後特約付借入金	84,800百万円	81,800百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
	65,193百万円	70,922百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
有形固定資産	1,791百万円
無形固定資産	2,461百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
貸倒引当金繰入額	2,361百万円

3. 減損損失

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

次の資産について、減損損失を計上しております。

稼働資産(土地、建物等) 702百万円

遊休資産(土地、建物等) 64百万円

保有する上記の稼働資産について使用の中止を決定したこと等に伴い、投資額の回収が見込めなくなったこと等により、減損損失を計上しております。

稼働資産については、原則として管理会計において継続的な収支の把握を行っている各営業店をグルーピングの単位としております。本部、事務センター、厚生施設等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

なお、回収可能価額の測定は、正味売却価額によっております。正味売却価額は原則として不動産鑑定評価基準に基づき、重要性が乏しい不動産については適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	180	0		180	(注) 1
第1種優先株式		60,000	60,000		(注) 2
合計	180	60,000	60,000	180	

(注) 1. 普通株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 第1種優先株式の増加及び減少は、優先株式の取得及び消却によるものであります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

・有形固定資産

主として、店舗等であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当中間会計期間 (平成25年9月30日)
子会社株式	4,951	4,951
関連会社株式		
合計	4,951	4,951

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		当中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	42.03
(算定上の基礎)		
中間純利益	百万円	17,242
普通株主に帰属しない金額	百万円	476
うち中間優先配当額	百万円	476
普通株式に係る中間純利益	百万円	16,766
普通株式の期中平均株式数	株	398,879,585
(2) 潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	25.94
(算定上の基礎)		
中間純利益調整額	百万円	476
うち中間優先配当額	百万円	476
普通株式増加数	株	265,625,000
うち優先株式	株	265,625,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		

4 【その他】

中間配当

平成25年11月13日開催の取締役会において、第158期の中間配当につき次のとおり決議しました。

(1) 普通株式

中間配当金額 997百万円

1株当たりの中間配当金 2円50銭

(2) 第1種優先株式

中間配当金額 476百万円

1株当たりの中間配当金 3円40銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月20日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 秀 行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山 下 和 俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 英 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北洋銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北洋銀行及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年11月20日

株式会社北洋銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林 秀行
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山下 和俊
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小林 英之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北洋銀行の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第158期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北洋銀行の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。